#### 西川町森林経営管理制度実施方針

#### I 趣 旨

西川町森林経営管理制度実施方針(以下「実施方針」という。)は、町内の森林について、森林 管理が円滑に行われるよう本町が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための 方針を示すものである。

#### Ⅱ 基本方針

町では、森林所有者等(林業事業体への長期施業委託を含む。)よる施業を森林経営計画の策定 を通じて促進しつつ、並行して経営管理が行われていない森林について、経営管理の確保を図る ため、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

なお、森林経営管理制度における森林整備については、町が森林の経営管理権を取得した上で、 意欲と能力のある林業経営体(以下、「林業経営体」という)に経営管理実施権を委ねる又は町が 自ら経営管理を行う等の措置を通じて、林業経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進 を図り、林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に取り組む。

ただし、対象とする森林の選定については、森林資源の循環や山村地域の活性化、林業離れの抑制を図るため森林所有者に収益を還元できることを重視し、経営が成り立つと見込まれる森林を優先する。

#### Ⅲ モデル地区設定による経営管理制度の促進

上記基本方針に基づき制度の促進を図るが、本制度を促進するために制度の課題等を踏まえながら事業を促進するため、当面は高齢化や人口減少が著しい小山地区をモデル地区(石畑・境道) として設定し、本制度の意向調査から経営管理権集積計画(以下、「集積計画)という)の策定、さらには経営管理実施権配分計画(以下、「配分計画」という)を策定していく。

### Ⅳ 意向調査から経営管理までの取組方針

- 1 森林所有者意向調査について
- (1) 対象森林の考え方

ア 対象とする森林

- ・ 西川町一円の私有林人工林
- イ アの対象森林から除外する森林
- ・森林所有者が自ら経営管理を行っている 又は 経営する意思のある森林
- ・森林経営計画が策定されている 又は 策定の予定がある森林
- ・おおむね 10 年以内に施業履歴のある森林
- ・民間事業体等に施業を委託しているまたは委託の予定がある森林
- ・やまがた森林と緑の推進機構(旧山形県林業公社)及び分収契約林
- ・伐採する上で制約がある森林

#### (2) 対象森林の絞り込み方法

- ・(1)の対象森林から以下により絞り込む。
  - ①概ね41年生以上の森林

- ②概ね 30ha 以上のまとまりのある森林
- ③ただし、①②に該当する森林の周辺で一体的に施業が可能な森林は、この限りではない。
- (3) 対象森林の位置 別紙対象森林範囲図のとおり

#### (4) 意向調査の時期、方法

- ・意向調査実施計画は別表のとおりとし、旧川土居村区域をモデル地区から東方向へ順次進めていくものとする。なお、旧川土居村区域が終了した時点で実施計画を見直すこととする。
- ・意向調査は、森林林業に関する知識を有し、地域の森林及び森林所有者情報に精通している とともに、これまでの地域林業の関わりから森林所有者等からの回答率の向上が見込まれる 業者への業務委託により実施するものとする。
- ・所有者不明森林等への対応は、「森林経営管理制度ガイドブック」及び「森林経営管理制度に係る事務手引き(林野庁)」に従って行うものとする。

#### 2 意向調査後の森林の経営管理について

- (1) 意向調査の結果から森林所有者が町に経営を委託する旨の意向を示している場合は、森林 所有者の同意を得て集積計画を策定することで西川町が森林の経営管理権を取得する。
- (2) 山形県「意欲と能力のある林業経営体」に登録されている民間事業者に対し企画提案書を 募集する。その後、提案のあった企画書を選定委員会により審査し、経営管理実施権を委ねる 民間事業者を選定する。

なお、選定に係る要綱等については別に定めるものとする。

- (3) 選定した民間事業者から配分計画の同意を得て策定し、経営管理を再委託する。
- (4) 公募の結果、林業経営体から企画提案がなかった場合は、当該林業経営体からの意見聴取等を行い、森林経営に適さないと判断した場合は、西川町が自ら経営管理を行う等の措置をとる。

#### Ⅴ 森林経営管理制度の実施コストについて

・西川町が森林経営管理制度を実施する経費は、森林環境譲与税及びその他(一般財源等)財源を充当することとし、財源の許す範囲で実施をする。

なお、配分計画作成以降の林業経営者が実施する事業については対象外とする。

#### Ⅵ その他特記事項

- ・この実施方針及び対象森林は、必要に応じて随時見直しを行う。
- ・ 意向調査や現地調査の結果は積極的に森林簿に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精 度向上に努める。
- ・町は制度の実施にあたり学識経験者等に意見聴取を行うができることとする。

## (別表)

# 意向調査計画

地区名/年度	参考	参考			計画	
	Н30	R1	R2	R3	R4 • R5	R6 ~ R10
全 体	・全体ゾーニング	_	_	_	_	_
モデル地区 (石畑・境道)	· 森林経営管理意向調査 対象森林調査	★森林経営管理意向調査 62.15ha うち町へ委託希望 54.88ha	・経営管理権の設定 52.53ha	経 営 管 理 権 ・経営管理実施権の設定 32.60ha	集積計画(8年) 日本の計画調整・整備 日本デル地区の実績を踏まえて制度の運用に	間 ) 経営管理実施権配分計画(5年間) 林業経営体による経営管理(森林整備)の実施 こついて検証を行う
モデル地区(禿山)		_	・森林経営管理意向調査 対象森林調査	★森林経営管理意向調査 45.35ha うち町へ委託希望 13.72ha ・経営管理権集積計画(案) 作成	・経営管理権集積計画の検討	
意向調査 単年度面積	_	62. 15 ha	0.00 ha	45. 35 ha	_	_
意向調査 累計面積	_	62. 15 ha	62. 15 ha	107. 50 ha	_	_